

## 川崎市公告第784号

橘処理センター整備事業に係る事後調査報告書（供用時その1）について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第34条第1項の規定に基づく事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第35条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第39条に定める事項について次のとおり公告します。

令和7年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

## 事後調査報告書（供用時その1）について

### 1 事後調査実施者

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市

川崎市長 福田 紀彦

### 2 指定開発行為の名称及び種類

#### (1) 名称

橘処理センター整備事業

#### (2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）

廃棄物処理施設の新設（第1種行為）

### 3 事後調査報告書（供用時その1）の要旨

第1章 指定開発行為の概要

第2章 条例環境影響評価書に掲げる事後調査計画の概要

第3章 事後調査結果

資料編

### 4 事後調査報告書の写しの縦覧期間、場所及び時間

#### (1) 期 間

令和7年4月10日（木）から令和7年5月9日（金）まで

#### (2) 場 所

中原区役所（5階）、高津区役所（1階）、高津区役所橘出張所（1階）、

宮前区役所（1階）、環境局環境評価課（市役所本庁舎20階）

#### (3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで（環境局環境評価課は午後5時15分まで）

土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

ただし、高津区役所及び宮前区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分から午後0時30分も縦覧を行います。

縦覧開始日（4月10日）は、午前10時から縦覧を行います。